

佐太東町2丁目市有地の利用に関する募集要項

1. 佐太東町2丁目市有地の利用者の募集

佐太東町2丁目市有地（以下「用地」という。）を、市民の利用に供することにより、スポーツ及び余暇活動の活性化を図り、もって市民の健康の増進と体力の向上に資するため、用地の利用者を無料で募集します。

2. 募集概要

（1）対象活動

スポーツ及び余暇活動

（2）名称及び対象地

名 称 佐太東町2丁目市有地

対象地 守口市佐太東町2丁目43番3 （面積 1,800 m²）

（3）利用期間及び時間

期 間 令和7年12月1日（月）～令和8年3月31日（火）

時 間 午前9時～午後6時

※期間終了後も、市での活用が未定の場合に限り、一定期間更新します。

（4）利用対象

市内においてスポーツ及び余暇活動を行っている団体・グループ

（5）要項等の配付

①配付するもの

佐太東町2丁目市有地の利用に関する募集要項

佐太東町2丁目市有地利用調整委員会規約

佐太東町2丁目市有地一時利用団体登録申請書

②配付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年11月14日（金） ※土・日、祝日を除く

午前9時～午後5時30分

③配付場所

守口市役所 5階北側 道路公園課

守口市京阪本通2丁目5番5号

TEL 06-6992-1702

(6)申請書受付

①受付期間

令和7年11月4日(火)～令和7年11月14日(金) ※土・日、祝日を除く

午前9時～午後5時30分

②提出書類

佐太東町2丁目市有地一時利用団体登録申請書

③受付場所

守口市役所 5階北側 道路公園課

守口市京阪本通2丁目5番5号

(7)申請後について

団体登録後、全登録団体で構成する用地利用調整委員会(令和7年11月20日(木)予定)で、利用日時の調整を行います。また、利用開始前に用地利用調整委員会の代表を決定していただきます。

3. 利用条件等

(1)許可条件

- ①周辺住民・歩行者等への危険が伴う活動（野球・ゴルフ等のボールが用地から飛び出す可能性が高いもの）を行わないこと。
- ②周辺地域に騒音被害を及ぼす活動（音楽活動等）を行わないこと。
- ③火気は取扱わないこと。
- ④営利を目的とした活動を行わないこと。
- ⑤公序良俗に反する行為を行わないこと。
- ⑥すべての利用条件等を了解し、厳守すること。

(2)用地利用調整委員会

- ①すべての利用希望団体は、調整委員会に参加すること。

- ②調整委員会では、用地の利用調整等を行う。

※調整委員会について、各申請者間で行い、決定事項等を市に報告するものとする。

(3)利用者の義務

- ①利用責任者を配置すること。(利用責任者は成人でなければならない。)
- ②鍵の管理を行うこと。
- ③定期的に清掃・草刈等を実施し、用地の適正管理を行うこと。
- ④利用後は直ちに清掃を実施し、原形に復すこと。
- ⑤敷地内において火気の取締りを完全に実施すること。

- ⑥利用期間中、地域住民に対しては、最善の配慮を行うこと。
- ⑦許可内容以外での利用を行わないこと。
- ⑧利用敷地内の砂塵及び用具等の整理整頓について、責任をもって対処すること。
- ⑨敷地内に車両を乗り入れないこと。

(4) 利用責任者の義務

- 利用責任者は、次に掲げる事務を行うこととする。
- ①用地及び備品の管理に関すること。
 - ②利用報告書の作成に関すること。
 - ③事故が生じた場合の応急処置及び家族等への連絡に関すること。

(5) 許可の取り消し

利用団体が次の各号のいずれかに該当するとき、市は利用の許可を取り消すことができる。

- ①利用条件に違反したとき。
- ②利用目的及び許可内容と異なる利用をしたとき。
- ③市による利用の必要があるとき。
- ④その他市長が必要と認めたとき。

(6) 事故の責任

利用中発生した事故については、利用者の責任とする。

(7) 賠償責任

利用団体は、施設等を故意又は過失により損害を与えたときは、原状に回復し、又は相当額を弁償しなければならない。ただし、市がやむを得ない理由があると認めたときは、その限りではない。

(8) 利用中止に伴う代替地等について

利用期間の終了もしくは(5)の許可の取り消し等により、用地の利用ができなくなった場合についても、使用者は代替地等の補償を求めることができない。